

# 貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について

(令和5年11月14日実施分)

## 【合格者受験番号】

大24	大25	大31	大32	大33	大34	大36	大37	大38	大39
大40	大41	大42	大43	京11	京12	京13	京14	奈3	滋5
滋6	和2	和6	兵8	兵18	兵19	兵20	兵21	兵22	兵24
兵25	兵26								

※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日  
申請者名(法人名)  
受験者の氏名

I. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときは、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条の許可をしてはならない。

( )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、届け出たものとみなす。

( )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項を遵守しなければならない。

( )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

( )

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日  
申請者名(法人名)  
受験者の氏名

I. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときは、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条の許可をしてはならない。

( ○ )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、届け出たものとみなす。

( × )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項を遵守しなければならない。

( ○ )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

( ○ )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項を遵守しなければならない。

( )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

( )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

( ○ )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項を遵守しなければならない。

( ○ )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( ○ )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

( ○ )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

( )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならないが、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、事業用自動車の構造及び装置並びに営業所と事業用自動車を保管する車庫との距離を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をしなければならない。

( )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

( )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

( × )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならないが、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( ○ )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、事業用自動車の構造及び装置並びに営業所と事業用自動車を保管する車庫との距離を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をしなければならない。

( × )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

( × )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において五年間保存しなければならない。

( )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

( )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、荷主の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

( )

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出なければならない。

( )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において五年間保存しなければならない。

( × )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

( ○ )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、荷主の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

( × )

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出なければならない。

( ○ )

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の業務)

運行管理者は、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。

( )

問題18 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更しようとするときは、運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( )

問題19 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、所有者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問題20 【道路運送車両法】(変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

( )

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の業務)

運行管理者は、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。

( O )

問題18 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更しようとするときは、運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( X )

問題19 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、所有者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( X )

問題20 【道路運送車両法】(変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

( O )

問題21 【道路交通法】(駐車を禁止する場所)

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から五メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

( )

問題22 【道路交通法】(停車又は駐車の方法)

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

( )

問題23 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その維持を図るように努めなければならない。

( )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( )

問題21 【道路交通法】(駐車を禁止する場所)

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から五メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

( × )

問題22 【道路交通法】(停車又は駐車の方法)

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

( ○ )

問題23 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その維持を図るように努めなければならない。

( × )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( × )

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア～ウについて、事業計画に記載しなければならない事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 営業所の名称及び位置 ( )  
イ. 運送約款 ( )  
ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( )

問題26 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(掲示事項)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則により主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。) ( )  
イ. 運送約款 ( )  
ウ. 営業所に配置する事業用自動車の自動車登録番号 ( )

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離 ( )  
イ. 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時 ( )  
ウ. 荷主の名称 ( )

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア～ウについて、事業計画に記載しなければならない事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 営業所の名称及び位置 ( ○ )  
イ. 運送約款 ( × )  
ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( ○ )

問題26 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(掲示事項)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則により主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。) ( ○ )  
イ. 運送約款 ( ○ )  
ウ. 営業所に配置する事業用自動車の自動車登録番号 ( × )

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離 ( ○ )  
イ. 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時 ( ○ )  
ウ. 荷主の名称 ( × )



問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、その対象となる運転者として、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( )
- イ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( )
- ウ. 高齢者(六十才以上の者をいう。) ( )

問題29 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)  
【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア～ウについて、届け出なければならない事故として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの ( )
- イ. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの ( )
- ウ. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの ( )

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( )
- 2 事業実績報告書 ( )

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- イ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
- カ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、その対象となる運転者として、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( ○ )
- イ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( ○ )
- ウ. 高齢者(六十才以上の者をいう。) ( × )

問題29 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)  
【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア～ウについて、届け出なければならない事故として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの ( ○ )
- イ. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの ( ○ )
- ウ. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの ( ○ )

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( オ )
- 2 事業実績報告書 ( カ )

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- イ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
- カ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の

令和5年11月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和5年11月	36	32	88.9%